

2021年9月27日

社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会構成員各位

藤沢市地域共生社会推進室 片山睦彦
(社会福祉士・精神保健福祉士)

今後求められる社会福祉士像について

地域共生社会の実現をめざし、工程に従い法制度の改革が進められています
が、それらを運用し、現場で実践するのは自治体や関係機関をはじめ、地域で
活動する様々な企業や団体、そして住民の皆さんです。

これらの多様な主体がその趣旨を正しく理解したうえで、地域の課題や進む
べき方向性を共有し、協働して取り組むことが求められますが、様々な場面で
その鍵を握るのがソーシャルワーカーであると私は考えており、その観点から
「今後求められる社会福祉士像」について私見を述べさせていただきます。

1. 自治体職員としての専門職の配置と課題

近年、自治体の福祉事務所や自立相談支援機関では、複合的な生活課題を
総合的な視点から受け止め、支援やサービス調整を包括的に行える専門人材
を必要としており、福祉の各分野をカバーできる総合職として社会福祉士を
任用する例が増えています。

また、高齢、障害、児童等、それぞれの分野では高度な専門性が求められ
ており、各分野のエキスパートとして社会福祉士等の専門職を任用する例も
増えています。

これらの動きは、多様化・複雑化する住民ニーズに対応するために、また、
多くの自治体が展開することとなる「重層的支援体制整備事業」を推進する
ためにも今後も続くと考えられ、公務員としての責任と、社会福祉士として
の使命とが相まって、自治体における専門性と組織力の強化につながると期
待されます。

しかし一方で、住民の生活圏での活動の機会が限られていたり、法制度や
分掌業務の枠に縛られ、その使命感や価値観との間で葛藤が生じやすいとい
う課題、そして専門分化が進むことで行政組織が細分化され、少数配置とな
っている職場では、ロールモデルやスーパーバイザー（SV）となる専門職
が不在という課題も生じています。

したがって、任用する側においては、社会福祉士が伸び伸びと力を発揮し、スキルアップしていけるような職場環境をどう整備するかが問われています。

2. 総合的なアセスメント力と多機関連携のリーダーシップ

単独の機関や職種のみでは解決できないニーズに対応するために、相談支援業務を受託する関係機関はもとより、社会福祉施設やサービス提供事業所等には、各専門分野に軸足を置きつつ、総合的、多面的にアセスメントが行うことができる、総合力を兼ね備えた社会福祉士が必要とされています。

そして、他の職種や領域、さらにはインフォーマルな団体等、多様な主体とのネットワークを築く力を有し、特に、地域とのつながりを重視したネットワーク形成ができる人材が求められています。

また、多機関の連携による支援は日常的に行われていますが、全体を調整するリーダー的役割を担う人が不在、あるいは不明確なため、チームとして機能していない事例が時々見受けられます。

その役割を誰が担うかは、個々の事案の状況によってケースバイケースといえますが、今後、「重層的支援体制整備事業」における「多機関協働事業」のあり方も見据えながら、社会福祉士として、誰もがその役割を担える存在であっていただきたいと思います。

3. 地域が育てるコミュニティソーシャルワーカー

地域福祉を推進するうえで、地域の生活課題を地域で解決する力を高めることが重要なテーマとなっていますが、その旗振り役として、また、地域を基盤とした相談援助の専門職として欠かせない存在といえるのがコミュニティソーシャルワーカー（CSW）です。

その理想の姿は・・・地域の中に自然な形で溶け込み、様々なニーズを受け止めながら、地域住民や関係機関の裏方として、ともに地域づくりや参加の場づくり等に汗を流し、日々学びを深めていく。いざ困りごとをキャッチした時は、黒衣としての衣を脱ぎ捨て、専門職として多くの引き出しを開け、あらゆる社会資源を活用して解決に向け専心努力する。地道に努力を積み重ね、地域住民や関係機関等からの信頼を積み上げていくことで、地域の中になくしてはならない存在として育っていく・・・。

そのようなCSWの活動を可能にするためには、財源措置も含めた活動環境の整備と専門人材の確保に加え、既存の相談支援機関等との機能調整と、潜在的ニーズの掘り起こしや困難事例等に対する、支援体制の後ろ盾が不可欠であり、自治体としても相当の覚悟が必要になります。

とはいえ、地域を基盤とするCSWの活動は、地域の持つ力と、公的支援体制との協働による包括的支援体制づくりに大きく寄与するものであり、今後、「重層的支援体制整備事業」においても、あらゆる場面で社会福祉士等がソーシャルワーク機能を存分に発揮できる場になるといえます。

昨年「社会福祉法等の一部改正時における付帯決議」を実践する一つの方策として、多くの自治体が積極的に検討されることを期待します。

4. 地域共生社会の実現に向けて

私自身、これまで自治体の福祉行政において、様々な生活課題を抱えた世帯への支援や現場指導に携わり、また、包括的支援体制構築のための諸施策に取り組む中で、多くの社会福祉士等のソーシャルワーカーと連携・協働をさせていただいてきました。

また、参考までに当市では、生活困窮者自立支援事業を主軸とするバックアップ体制を整えたうえで、5年間をかけ、国の財源も一部活用させていただきながら段階的に市社会福祉協議会にCSWの配置を進め、現在は14名（うち1名はSV）が市内全13地区をカバーし、地域共生社会に向けて日々奮闘してくれています。

しかしながら、実際の現場では、困難や壁に直面することが多々あり、施設コンフリクトにおける対立や紛争、いわゆるごみ屋敷における孤立と排除、さらには支援者同士の不和といったことが現実にかかるのも地域です。その一方で生活困窮、虐待、DV、引きこもり、ヤングケアラー、孤立死等々…。見えにくい様々な支援ニーズが地域に存在し、コロナ禍の中で、問題はさらに深刻化しています。

社会福祉士といえども、思うようにいかず苦悩や挫折感を味わうことも多いと思いますが、むしろその体験を積み重ねることが成長につながると自覚し、挫けることなく、地域共生が文化として定着するまで、あきらめずに課題に向き合い続けることのできる、そんな社会福祉士像に期待しています。

以上